



健康保険証の新規発行終了後の社会保険手続きと対応の概要について

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診する仕組みに移行しました。今回は、健康保険証の新規発行終了後の社会保険手続き及び出てくる用語の解説を、「協会けんぽに限って」概要を説明していきます。

令和6年12月2日以降に社会保険を新規取得される方の年金事務所での手続きは、「資格確認書発行要否」欄が新設された新様式の「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」及び「健康保険 被保険者（異動）届」に、該当従業員等に「マイナ保険証」所持の有無を確認いただき、「マイナ保険証」を所持していない場合は、資格確認書の発行に必要な「資格確認書発行要否」欄の「 発行が必要」に✓を入れて申請します。発行された資格確認書は従来通り事業主に郵送されます。申請時に「資格確認書発行要否」欄の「 発行が必要」に✓がない場合は、すぐに資格確認書が発行されない場合があるとのことです。

マイナンバーカードを持っていない等の理由により、マイナ保険証を利用することができない方は、協会けんぽが発行する「資格確認書」で医療機関を受診することになります。ただし、令和6年11月末までに発行されている「健康保険証」は、令和7年12月1日（令和7年12月1日前に退職している場合は退職した日）まで使用することが可能です。

【資格確認書】とは … 従来の保険証の代わりとなるもの。

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナンバーカードに保険証利用登録をしていない方は、協会けんぽから交付される「資格確認書」を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けることができます。

- ①新規加入で資格取得届（扶養異動届を含む）の「 発行要否欄」に✓をした場合
- ②「資格確認書交付申請書」の提出があった場合（事業所経由で協会けんぽに提出）
- ③マイナ保険証を保有していない者等への協会けんぽの職権発行（本人の申請によらず「協会けんぽ」が必要と認めた者に資格確認書を交付します。令和7年9月頃を予定。）

「協会けんぽが発行する資格確認書の概要」

- *材質・サイズ・形状は従来の健康保険証と同じ（プラスチック製のカード型）
- *有効期間は最長5年（更新が可能予定）

【資格情報のお知らせ】とは … 令和6年9月頃に加入者に発送されています。

加入者ご自身の健康保険の資格情報を記載した書面です。令和6年12月2日から医療機関等の受診で必要となる場合がありますので、点線で切り取ってマイナンバーカードと併せて大切に保管してください。

<「資格情報のお知らせ」を使用した令和6年12月2日以降の受診方法>

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等で、「資格情報のお知らせ」を「マイナ保険証」とともに提示すれば受診することができます。

【マイナ保険証】（「マイナンバーカードの健康保険証」の略称です。）とは
マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう登録したものです。

<マイナンバーカードで受診するメリット>

*安心 … よりよい医療が受けられる

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります ※
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少 ※
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます

※本人が同意した場合のみ

*便利 … 各種手続きも便利・簡単に

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき医療費控除の確定申告が簡単に
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます

▪ 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要に（ただし、当該被保険者の資格喪失及び加入手続き後に、それぞれの保険者によるマイナンバーへの登録が必要）

- 高齢受給者証の持参の必要もなくなります

1. 「システム障害・通信障害・機器障害・データ不備等により保険資格確認が出来ない場合の取扱い」及び「電子証明書の有効期限切れの取扱い」について

マイナ保険証での資格確認ができないとで、健康保険証又は資格確認書を所持の場合は受付で提示することで、健康保険証を所持していない場合は受付で「被保険者資格申立書」を記入することにより、通常通り受診で出来るとされています。

2. マイナ保険証の利用登録解除を希望される方の手続きについて

マイナ保険証として利用登録している方で利用登録解除を希望される方は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を、登録解除希望者が加入している協会けんぽ都道府県支部に提出して手続きします。この際、「資格確認書交付申請書」の提出を併せて行う必要があります。

- ①マイナ保険証の利用登録解除の申請がされてから利用登録解除まで2か月以上の期間を要する場合があります。
- ②利用登録解除後に医療機関等を受診される場合は、健康保険証又は資格確認書が必要です。

出典： 厚生労働省ホームページ、協会けんぽのホームページ